主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は弁護人桝井雅生作成名義の控訴趣意書記載のとおりであるから、これをここに引用し、これに対し次のとおり判断する。

論旨第一点

原判決援用の証拠によれば、原判示第二、第三の如く被告人が夫々麻薬を所持していたことを認めるに十分である。

而して、石各麻薬は被告人が麻薬中毒者であつた為何れも自己施用の目的をもつて、密かに所持していたものであり、入手の時期及び径路も同一であることは本件記録によつて明白である。しかし、被告人の検察官に対する昭和三三年八月二六日附供述調書によれば、被告人は原判示第二、第三の各麻薬を順次A方から譲り受け一括して自宅に所持していたのであるが、同年五月二六日頃取締官憲に発見されることをまぬかれる為その一部を分散すべく、原判示第三の二二包の麻薬を原判示B方玄関入口上部ののき桁の上に隠匿したものである事実が認められるのである。

ところで、所持は人が物を保管するためその物に対して実力支配関係を開始する 行為とその実力関係の持続を客観的に表明する容態とから成り立つていると見られ、人が多数の物を同時に所持する場合、人と物との間にその物の個数に相当する だけの実力支配関係が存在することは云うまでもないが、所持をこれを開始する行 為とこれを持続する容態として観察するときその個数は必ずしもその物との間に存 在する実力支配関係の個数即ち物の個数と一致するとは限らないのである。

従つて、原判決が原判示第二、第三の麻薬につき各別の所持を認めたのは相当であつて、原判決には所論のような事実誤認の存するものとは認められない。論旨は理由がない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 山本謹吾 判事 渡辺好人 判事 石井文治)